

雇用保険二事業助成金 平成 28 年度予算の整理表 (案)

雇用保険二事業助成金 平成28年度予算の整理票(案)

平成27年度雇用保険二事業助成金

平成28年度雇用保険二事業助成金

各種給付金名			各種給付金名	
1	雇用調整助成金		1	雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金	内容見直し	②	労働移動支援助成金
③	高年齢者雇用安定助成金	内容見直し	③	高年齢者雇用安定助成金
④	特定求職者雇用開発助成金	内容見直し	④	特定求職者雇用開発助成金
5	トライアル雇用奨励金		5	トライアル雇用奨励金
⑥	地域雇用開発助成金	内容見直し	⑥	地域雇用開発助成金
⑦	通年雇用奨励金	内容見直し	⑦	通年雇用奨励金
8	両立支援等助成金	内容見直し	8	両立支援等助成金
⑨	人材確保等支援助成金	内容見直し	⑨	人材確保等支援助成金
⑩	キャリアアップ助成金	内容見直し	⑩	キャリアアップ助成金
⑪	障害者雇用促進等助成金	内容見直し	⑪	障害者雇用促進等助成金
12		新規	⑫	生涯現役起業支援助成金
13	認定訓練助成事業費補助金	内容見直し	13	認定訓練助成事業費補助金
14	キャリア形成促進助成金	内容見直し	14	キャリア形成促進助成金
15	企業内人材育成推進助成金	廃止	15	
16	障害者職業能力開発助成金		16	障害者職業能力開発助成金

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項。

※ パブリックコメントは3月11日～3月17日までの期間に実施(平成28年度予算成立後、速やかに施行する必要があることから)。

労働移動支援助成金の見直し

平成27年度

(百万円)

平成28年度(予定)

(百万円)

助成金名	27'予算額	26'事業評価																							
労働移動支援助成金	34,944	C																							
再就職支援奨励金(590)	8,427																								
<p>【現行制度の概要】 再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者 に費用を負担して委託し、又は求職活動のための休暇を付与し、その休暇日に通常 支払う賃金額以上を支払った事業主に対して、当該委託に要する費用の一部や休暇 付与に係る賃金の一部を助成。</p> <p>【対象事業主】 再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者 に費用を負担して委託し、又は求職活動のための休暇を付与し、その休暇日に通常 支払う賃金額以上を支払った事業主</p> <p>【支給額】 ① 再就職支援に要した委託費用(1の事業主につき、最大500人まで支給)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">助成率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>中小企業事業主以外 (うち45歳以上の対象者)</th> <th>中小企業事業主 (うち45歳以上の対象者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常分 (上限60万円)</td> <td>ア 再就職支援 委託時</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>イ 再就職実現後</td> <td>委託総額からアの額を 引いた額の 1/2(2/3)</td> <td>委託総額からアの額を 引いた額の 2/3(4/5)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">職業訓練(上限18万円)</td> <td colspan="2">6万円/月(最大で3か月分)を上乗せ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">グループワーク</td> <td colspan="2">3回以上実施で1万円を上乗せ</td> </tr> </tbody> </table> <p>②再就職活動のための休暇付与に係る賃金額 ・中小企業事業主以外…4,000円/日 ・中小企業事業主 …7,000円/日 (上限90日分)</p>			助成率				中小企業事業主以外 (うち45歳以上の対象者)	中小企業事業主 (うち45歳以上の対象者)	通常分 (上限60万円)	ア 再就職支援 委託時	10万円	10万円	イ 再就職実現後	委託総額からアの額を 引いた額の 1/2(2/3)	委託総額からアの額を 引いた額の 2/3(4/5)	職業訓練(上限18万円)		6万円/月(最大で3か月分)を上乗せ		グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ			
		助成率																							
		中小企業事業主以外 (うち45歳以上の対象者)	中小企業事業主 (うち45歳以上の対象者)																						
通常分 (上限60万円)	ア 再就職支援 委託時	10万円	10万円																						
	イ 再就職実現後	委託総額からアの額を 引いた額の 1/2(2/3)	委託総額からアの額を 引いた額の 2/3(4/5)																						
職業訓練(上限18万円)		6万円/月(最大で3か月分)を上乗せ																							
グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ																							
受入れ人材育成支援奨励金(2)	26,517																								
<p>○早期雇入れ支援 【事業概要】 再就職援助計画の対象者等を離職後3か月以内に雇用した事業主に対し助成。</p> <p>【対象事業主】 再就職援助計画の対象者等を離職後3か月以内に雇用した事業主</p> <p>【支給額】 一人当たり30万円(1の事業主につき、最大500人まで支給)</p> <p>○人材育成支援 【事業概要】 再就職援助計画対象者等を雇入れ又は移籍等により受け入れて、当該労働者に対 し訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した事業主に対し助成。</p> <p>【対象事業主】 再就職援助計画対象者等を雇入れ又は移籍等により受け入れて、当該労働者に対 し訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した事業主</p> <p>【支給額】 ・Off-JTに対する助成:訓練に係る賃金及び経費相当分を支給 1訓練コース当たり1人につき、賃金助成として1時間800円(1200時間を限度)、経 費助成として30万円を上限に支給。 ・OJTに対する助成:訓練に係る実施費用相当分を支給。 1訓練コース当たり1人につき、1時間700円(680時間を限度)</p>																									

助成金名	28'予定額
労働移動支援助成金	13,204
再就職支援奨励金	4,379
<p>【見直し概要】 ○休暇付与支援の日額について中小企業は7,000円から8,000円に、大企業は4,000 円から5,000円に引き上げるとともに、支給日数の上限を90日から180日に延長する。</p> <p>【支給額】 ① 再就職支援に要した委託費用 変更なし</p> <p>②再就職活動のための休暇付与に係る賃金額 ・中小企業事業主以外…5,000円/日 ・中小企業事業主 …8,000円/日 (上限180日分)</p>	
受入れ人材育成支援奨励金	6,431
<p>○早期雇入れ支援 【見直し概要】 離職を余儀なくされた労働者を早期に期間の定めのない労働者として雇い入れた場 合の支給額を一人当たり30万円から40万円に引き上げる。</p> <p>【支給額】 一人当たり40万円(1の事業主につき、最大500人まで支給)</p> <p>○人材育成支援 【見直し概要】 対象者を移籍により受け入れ、訓練を実施した場合の助成については、新設するキャ リア希望実現支援助成金へ移管する。</p>	

キャリア希望実現支援助成金	2,394
<p>○生涯現役移籍受入支援</p> <p>【事業概要】 生涯現役企業(65歳を超えて働くことのできる企業)がキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を移籍により受け入れた事業主に対し助成する。</p> <p>【対象事業主】 生涯現役企業(65歳を超えて働くことのできる企業)がキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を移籍により受け入れた事業主</p> <p>【支給額】 一人当たり40万円(1の事業主につき、最大500人まで支給)</p> <p>○移籍人材育成支援</p> <p>受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)より移管する。</p> <p>【事業概要】 対象労働者を移籍により受け入れて、当該労働者に対し訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した事業主に対して助成する。</p> <p>【対象事業主】 対象労働者を移籍により受け入れて、当該労働者に対し訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した事業主</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Off-JTに対する助成: 訓練に係る賃金及び経費相当分を支給。 1訓練コース当たり1人につき、賃金助成として1時間800円(1200時間を限度)、経費助成として30万円を上限に支給。 ・OJTに対する助成: 訓練に係る実施費用相当分を支給。 1訓練コース当たり1人につき、1時間700円(680時間を限度) 	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成26年度決算額

高年齢者雇用安定助成金の見直し

平成27年度

(百万円)

平成28年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価
高年齢者雇用安定助成金	2,751	B
高年齢者活用促進コース(569)	2,717	
<p>【事業概要】 高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対し措置の実施に要した経費の一部を助成。</p> <p>【対象事業主】 高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、定年の引上げ等の措置を実施した事業主</p> <p>【支給額】 措置の実施に要した費用の2分の1(中小企業は3分の2) (60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり20万円(建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主については、30万円)を上限(上限1000万円))</p>		
高年齢者労働移動支援コース(11)	34	
<p>○平成26年度廃止し、下記の経過措置を設けた。</p> <p>【経過措置】 施行日より前に、定年を控えた高年齢者等でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れた事業主に限り、対象者1人につき70万円(短時間労働者の場合は1人につき40万円)を支給する。</p>		

助 成 金 名	28'予定額
高年齢者雇用安定助成金	3,175
高年齢者活用促進コース	3,002
<p>【見直し概要】 ○助成対象に健康診断を実施するための制度の導入を追加する(制度導入に要した経費を30万円とみなす。) ○65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業主又は高年齢者の生産性を向上させるために必要な機械設備、作業方法、作業環境の導入等を実施した事業主にあつては、60歳以上の被保険者1人当たりの上限額を現行の20万円から30万円に引き上げる。 ○66歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止又は66歳以上の継続雇用制度の導入(この場合において、定年は65歳以上)の措置を実施した場合、措置に要した経費を100万円とみなす。</p> <p>【対象事業主】 高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、健康管理制度の導入、定年の引上げ等の措置を実施した事業主</p> <p>【支給額】 措置の実施に要した費用の2分の1(中小企業は3分の2) (60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり20万円(建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主、65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業主、「高年齢者の生産性を向上させるために必要な機械設備、作業方法又は作業環境の導入等」を実施した事業主にあつては、30万円)を上限(上限1000万円))</p>	
高年齢者労働移動支援コース	
経過措置終了	
高年齢者無期雇用転換コース	173
<p>【事業概要】 ・50歳以上定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対し助成する。</p> <p>【対象事業主】 ・50歳以上定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主</p> <p>【支給額】 転換した者1人につき40万円(中小企業は50万円)</p>	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」
 ※()内は平成26年度決算額

特定求職者雇用開発助成金の見直し

平成27年度 (百万円)			平成28年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価	助 成 金 名	28'予定額
特定求職者雇用開発助成金			特定求職者雇用開発助成金	
高年齢者雇用開発特別奨励金(4,527)	6,085	A	高年齢者雇用開発特別奨励金	8,077
<p>【事業概要】 65歳以上の離職者を雇い入れた事業主に対し助成。</p> <p>【対象事業主】 対象労働者をハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れる事業主等</p> <p>【支給額】 ・短時間以外の労働者として雇い入れた場合 対象労働者1人につき50万円(中小企業は60万円)</p> <p>・短時間労働者として雇い入れた場合 対象労働者1人につき30万円(中小企業は40万円)</p> <p>※短時間労働者:1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者</p>			<p>【見直し概要】 65歳以上の高年齢者の雇入れをより一層促進するため、支給額を引き上げる。</p> <p>【支給額】 ・短時間以外の労働者として雇い入れた場合 対象労働者1人につき60万円(中小企業は70万円)</p> <p>・短時間労働者として雇い入れた場合 対象労働者1人につき40万円(中小企業は50万円)</p> <p>※短時間労働者:1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者</p>	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成26年度決算額

地域雇用開発助成金の見直し

平成27年度

(百万円)

平成28年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価
地域雇用開発助成金		
沖縄若年者雇用促進奨励金(225)	578	B
【事業概要】 沖縄県の区域内において300万円以上の事業所を設置又は整備し、県内に居住する35歳未満の求職者を3人以上雇い入れその定着を図る事業主に対し、当該雇用した者に対して支払った賃金額の一部を助成。 【対象事業主】 沖縄県の区域内において300万円以上の事業所を設置又は整備し、県内に居住する35歳未満の求職者を3人以上雇い入れその定着を図る事業主 【支給額】 賃金相当額の1/4(中小企業については1/3)を1年間(労働者の定着状況が特に優良な事業主に対しては2年間)助成。		

助 成 金 名	28'予定額
地域雇用開発助成金	
沖縄若年者雇用促進奨励金	282
(見直し概要) ○ 対象事業所の事業主に係る2年目の支給要件について、次の点を追加する。 ・ 対象期間に雇い入れた沖縄若年求職者のうち、一定割合以上のものについて、 ア 期間の定めのない労働契約を締結 イ 一週間の所定労働時間を通常の労働者と同じとする ウ 通常の労働者と同じの賃金制度を適用 ○ 助成金の2年目の支給額について、賃金相当額の1/4(中小企業事業主は1/3)を1/3(中小企業事業主は1/2)に引き上げる。	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成26年度決算額

職場定着支援助成金の見直し

平成27年度

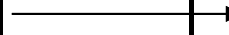
(百万円)

平成28年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価								
職場定着支援助成金 (2, 641)	4,837	B								
中小企業団体助成コース (25)	170									
<p>【事業概要】 重点分野(健康・環境・農林漁業分野)等の事業を営む中小企業を構成員とする事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、当該事業に要した費用の一部を助成。</p> <p>【助成金対象事業主】 重点分野(健康・環境・農林漁業分野)等の事業を営む中小企業を構成員とする事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体</p> <p>【支給額】 1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3を支給(年2回) ただし、構成中小企業者の数に応じて下表の額を支給限度額とする。 ※助成金の支給対象期間は、1年間の延長が可能。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">認定組合等の区分</th> <th style="width: 30%;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)</td> <td style="text-align: center;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>中規模認定組合等(同100以上500未満)</td> <td style="text-align: center;">800万円</td> </tr> <tr> <td>小規模認定組合等(同100未満)</td> <td style="text-align: center;">600万円</td> </tr> </tbody> </table>			認定組合等の区分	上限額	大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1,000万円	中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円	小規模認定組合等(同100未満)	600万円
認定組合等の区分	上限額									
大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1,000万円									
中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円									
小規模認定組合等(同100未満)	600万円									

助 成 金 名	28'予定額
職場定着支援助成金	6,099
中小企業団体助成コース	135
<p>(見直し概要) ○助成対象となる事業主団体の範囲を、重点分野(健康・環境・農林漁業分野)等から、重点分野等以外にも拡充する(分野限定の廃止)。</p>	



<p>個別企業助成コース (2, 616)</p> <p>【事業概要】 「魅力ある職場づくり」に向けた雇用管理改善の取組を推進するため、重点分野(健康、環境、農林漁業分野)等の事業を営む事業主が雇用管理改善につながる雇用管理制度や介護福祉機器を導入・実施した場合に助成。</p> <p>【対象事業主】 ・雇用管理制度助成 雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入等を行う重点分野(健康、環境、農林漁業分野)等の事業を営む事業主 ・介護福祉機器等助成 介護労働者の労働環境の改善に資する介護福祉機器を導入するとともに、その機器の適切な運用を行う介護事業主</p> <p>【支給額】 ・雇用管理制度助成 ①制度導入助成 導入する制度に応じて、以下の合計額を支給。</p> <table border="1" data-bbox="498 863 884 1073"> <thead> <tr> <th>導入した制度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価・処遇制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>研修制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>健康づくり制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>メンター制度</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②目標達成助成 計画期間終了から1年経過後の離職率に係る低下目標を達成した場合に60万円を支給。</p> <p>・介護福祉機器等助成 介護福祉機器等の導入に要した費用の1/2を支給(上限300万円)。</p>	導入した制度	支給額	評価・処遇制度	10万円	研修制度	10万円	健康づくり制度	10万円	メンター制度	10万円	4,667	
導入した制度	支給額											
評価・処遇制度	10万円											
研修制度	10万円											
健康づくり制度	10万円											
メンター制度	10万円											

<p>個別企業助成コース</p> <p>(見直し概要) ○雇用管理制度助成の見直し ・助成対象となる事業主の範囲を、重点分野(健康・環境・農林漁業分野)等から、重点分野等以外にも拡充する(分野限定の廃止)。 ・介護分野を除き、雇用管理責任者(雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応等を担当する者)の選任に関する要件を廃止する。 ○介護労働者雇用管理制度助成の創設(平成33年3月31日までの暫定措置)</p> <p>【対象事業主】 ・雇用管理制度助成 雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入等を行う事業主 ・介護労働者雇用管理制度助成 介護労働者の職場への定着に資する賃金制度の整備(賃金テーブルの設定等)を行う介護事業主 ・介護福祉機器等助成 改正なし</p> <p>【支給額】 ・雇用管理制度助成 改正なし ・介護労働者雇用管理制度助成 ①制度整備助成 賃金制度を整備した場合に50万円を支給。 ②目標達成助成(第1回) 計画期間終了から1年経過後に離職率に係る目標を達成した場合に60万円を支給。 ③目標達成助成(第2回) 計画期間終了から3年経過後に離職率に係る目標を達成した場合に90万円を支給。 ・介護福祉機器等助成 改正なし</p>	5,964
---	-------

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成26年度決算額

キャリアアップ助成金の見直し

平成27年度		(百万円)	平成28年度(予定)		(百万円)
助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価	助 成 金 名	28'予定額	
キャリアアップ助成金(9,117) 【事業概要】 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用転換や人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対し助成。 【支給額】 ※カッコ内は大企業事業主又は大規模事業主の額(正規雇用等転換コース) ア. 有期→正規 1人当たり60万円(45万円) イ. 有期→無期 1人当たり30万円(22.5万円) ウ. 無期→正規 1人当たり30万円(22.5万円) ※派遣労働者を正規で直接雇用の場合、1人当たり30万円加算(大企業同額) ※対象労働者が母子家庭の母等の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、1人当たりアは10万円、イ、ウは5万円加算(大企業同額) ※1年度1事業所当たり15人が上限(イは10人が上限) (多様な正社員コース) ア. 有期→多様な正社員 1人当たり40万円(30万円) イ. 無期→多様な正社員 1人当たり10万円(7.5万円) ウ. 多様な正社員→正規 1人当たり20万円(15万円) エ. 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ 1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用の場合、1人当たり15万円加算(大企業同額) ※対象労働者が母子家庭の母等の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、ア～ウは1人当たり5万円加算(大企業同額)、エは1人当たり10万円加算(大企業同額) ※ア、イは、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、1事業所当たり10万円(7.5万円)加算 ※1年度1事業所当たり10人が上限 (人材育成コース) (略) (処遇改善コース) ・すべての賃金テーブルを増額改定 1人当たり3万円(2万円) ・一部(雇用形態別又は職種別等)のテーブルを増額改定 1人当たり1.5万円(1万円) ※「職務評価」の活用により実施の場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算 (健康管理コース) ・1事業所当たり40万円(30万円) (短時間労働者の週所定労働時間延長コース) ・1人当たり10万円(7.5万円) ※1年度1事業所当たり10人が上限	22,132	B	キャリアアップ助成金 (見直し概要) ①コース区分の見直し 現行の6コースを正社員化コース、人材育成コース及び処遇改善コースの3コースに整理統合する。 ②正社員化コース ・正規雇用等転換コースと多様な正社員コースを正社員化コースとして統合する。 ※支給額並びに派遣労働者の直接雇用、母子家庭の母等である労働者等の転換及び限定正社員制度の整備に係る加算については、変更なし ※助成額等の拡充について、平成28年3月31日までの暫定措置としていたものを恒久化 ・正規雇用労働者の短時間正社員への転換又は短時間正社員の新規雇入れを実施した場合の助成を廃止する。 ・有期契約労働者の無期契約労働者への転換又は直接雇用を実施した場合に助成対象者となる通算雇用期間を3年未満から4年未満に見直す。 ・コース区分の見直しに伴い、支給上限人数を1年度1事業所当たり15人とする とともに、(常時雇用する労働者の数のみにより判定する)中小・大規模事業主の区分をやめ、(資本金の額又は常時雇用する労働者の数により判定する) 中小・大企業事業主の区分に統一する。 (人材育成コース) (略) ③処遇改善コース ア. 賃金テーブル改定 ・小規模事業主における取組を促進するため、対象人数が11人未満の場合について、定額化と併せて助成額を拡充する。 ※カッコ内は大企業の額 <全ての賃金テーブル改定> 1人以上 4人未満 10万円(7.5万円) 4人以上 7人未満 20万円(15万円) 7人以上 11人未満 30万円(20万円) 11人以上 1人当たり3万円(2万円) <一部(雇用形態別又は職種別等)の賃金テーブル改定> 1人以上 4人未満 5万円(3.5万円) 4人以上 7人未満 10万円(7.5万円) 7人以上 11人未満 15万円(10万円) 11人以上 1人当たり1.5万円(1万円) イ. 共通処遇推進制度 ・健康診断制度の助成に加えて、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との共通の賃金テーブルを導入・適用した場合、1事業所当たり60万円(大企業は45万円)を助成する。 ウ. 短時間労働者の労働時間延長 ・短時間労働者への被用者保険の適用を促進するため、平成31年度末までの	41,045	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

※()内は平成26年度決算額

障害者トライアル雇用奨励金の見直し

平成27年度 (百万円)			平成28年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価	助 成 金 名	28'予定額
障害者雇用促進等助成金			障害者雇用促進助成金	
障害者トライアル雇用奨励金(308)	2,043	C	障害者トライアル雇用奨励金	1,080
【事業概要】 障害者について、継続雇用する労働者へ移行することを目的に、一定期間試行雇用した事業主に対し助成。			【見直し概要】 精神障害者を初めて雇い入れる事業主については、雇入れ1人当たりの支給額を現行の4万円から8万円に引き上げる。	
【対象事業主】 公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介により、障害者について、継続雇用する労働者へ移行することを目的に、一定期間試行雇用した事業主				
【支給額】 1人当たり月額4万円(最長3か月)				

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要」
 ※()内は平成26年度決算額

生涯現役起業支援助成金の創設

平成27年度		(百万円)	
助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価	

平成28年度(予定)		(百万円)	
助 成 金 名			28'予定額
生涯現役起業支援助成金(新規)			872
<p>【事業概要】 中高年齢者等が起業(いわゆるベンチャー企業の創業)を行い、中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる事業主に対し、募集及び採用並びに教育訓練に係る経費の一部を助成する。</p> <p>【対象事業主】 中高年齢者等が起業(いわゆるベンチャー企業の創業)を行い、中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる事業主</p> <p>【支給額】 労働者の募集及び採用並びに教育訓練に要する経費(人件費を除く。)に、次の起業者の区分に応じて定められた助成率を乗じた額を支給。 ・起業者が高年齢者(60歳以上の者)の場合:助成率 2/3(上限200万円) ・高年齢者以外の者(40歳以上60歳未満の者)の場合:助成率 1/2(上限150万円)</p>			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

通年雇用奨励金の見直し

平成27年度			平成28年度(予定)		
(百万円)			(百万円)		
助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価	助 成 金 名	28'予定額	
通年雇用奨励金(4,890)	5,332	A	通年雇用奨励金	6,085	
<p>【事業概要】 北海道、青森県等(13道県)の積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する事業主に対し必要な経費等の一部について助成。</p> <p>【対象事業主】 北海道、青森県等(13道県)の積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する事業主</p> <p>【支給額】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「通年雇用助成」 季節労働者を対象期間(12月16日～3月15日)に、通年雇用した事業主に対して、対象期間中に支払った賃金の一部を助成するもの(最大3回) ・1回目 2/3 ・2回目、3回目 1/2</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「業務転換助成」 季節労働者を季節的業務以外の業務に転換させることにより通年雇用した場合は、業務転換の開始日から起算して6か月間の期間に支払った賃金の1/3の額を助成するもの。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「職業訓練助成」 季節労働者を対象期間中、事業所内等の業務に従事させ、職業訓練を実施する場合は、対象労働者に対する賃金の助成額に加え、職業訓練の内容により、訓練の実施に要した費用の一部を助成するもの。 ・季節的業務の訓練 1/2 ・季節的業務以外の訓練 2/3</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「新分野進出助成」 新分野の事業を実施するために必要な事業所を設置・整備し、季節労働者を3人以上雇用した場合は、対象労働者に対する賃金の助成額に加え、事業所の設置・設備に要した費用の1/10の額を助成するもの(最大3回)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「移動就労経費助成」 【平成28年3月15日までの暫定措置】 ・季節労働者を通年雇用化するため、季節労働者の住所又は居所の変更を伴う場合に要する移動経費を事業主が負担した場合、その経費に相当する額を助成。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「休業助成」 【平成28年4月30日までの暫定措置】 通年雇用化した季節労働者を一時的に休業させ休業手当を支払った場合、支払った賃金の1/3を助成。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「季節トライアル雇用助成」 【平成28年3月31日までの暫定措置】 季節労働者を試用雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた事業主に対して、常用雇用後6か月間に支払った賃金の助成率を1/3から1/2へ引上げ。</p> </div>			<p>(見直し概要) ○ 季節労働者の移動就労に係る経費、休業に係る経費及び試用雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成について、平成28年中を期限とする各暫定措置の期間を3年間延長する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「通年雇用助成」 ○改正なし</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「業務転換助成」 ○改正なし</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「職業訓練助成」 ○改正なし</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「新分野進出助成」 ○改正なし</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「移動就労経費助成」 平成31年3月15日までの暫定措置。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「休業助成」 平成31年4月30日までの暫定措置。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>「季節トライアル雇用助成」 平成31年3月31日までの暫定措置。</p> </div>		

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成26年度決算額

建設労働者確保育成助成金の見直し

平成27年度

(百万円)

助 成 金 名	27'予算額	26'事業評価
建設労働者確保育成助成金(4, 085)	5,148	B
技能実習(経費助成)コース 【事業概要】 雇用する建設労働者に技能実習を行う場合や、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成。 【支給対象者】 中小建設事業主等 【支給額】 技能実習の実施に要した実費相当額の一部を助成。 ・自ら実施した場合 9割 ・委託した場合 8割		

平成28年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	28'予定額
建設労働者確保育成助成金	5,046
技能実習(経費助成)コース (見直し概要) ○円滑な技能継承のため、技能の指導方法の改善に係る訓練を助成対象に追加する。 ○女性技能者の建設技能の訓練について、助成対象に中小建設事業主以外も追加する。 【支給対象者】 中小建設事業主等(女性労働者に対する技能実習を行う場合、建設事業主等) 【支給額】 技能実習の実施に要した実費相当額の一部を助成。 ・自ら実施した場合 9割 ・委託した場合 8割 ・中小建設事業主等以外が女性労働者に対する技能実習を行う場合 5割	

<p>雇用管理制度コース</p> <p>【事業概要】 雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成。</p> <p>【支給対象者】 建設事業主</p> <p>【支給額】 (1)制度導入助成 雇用管理制度を導入・適用した場合、導入・適用した雇用管理制度に応じて以下の合計額を助成。 ① 評価・処遇制度 (10万円) ② 研修体系制度 (10万円) ③ 健康づくり制度 (10万円) ④ メンター制度 (10万円)</p> <p>(2)目標達成助成 制度導入助成の支給を受けた建設事業主が計画期間終了から1年経過後に、離職状況が改善した場合には60万円、離職状況及び入職状況ともに改善した場合には120万円を助成。</p>		
<p>新分野教育訓練コース</p> <p>【事業概要】 建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した場合、経費及び賃金の一部を助成。</p> <p>【対象事業主】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】 ・教育訓練に要した経費の1/3 ※ 1人当たり20万円かつ1対象訓練当たり200万円を上限 ・1人1日当たり3,500円 ※ 1対象訓練について40日を上限</p>		

<p>雇用管理制度コース</p> <p>(見直し概要) ○中小建設事業主が登録基幹技能者に係る所定労働時間労働した場合の賃金又は手当に関し、一定額増額改定等を行い、労働者に適用した場合の助成を創設する。 ○職場定着支援助成金の助成対象の拡大に伴い、助成メニューを整理する(雇用管理制度導入助成及び離職率目標達成助成については、職場定着支援助成金によるものとし、入職率達成助成のみ建設労働者確保育成助成金によるものとする。)</p> <p>(登録基幹技能者処遇向上助成) 【支給対象者】 中小建設事業主 【支給額】 登録基幹技能者一人につき、1年当たり10万円(最長3年間)</p> <p>(入職率目標達成助成) 【支給対象者】 建設事業主 【支給額】 職場定着支援助成金の制度導入助成及び定着率目標達成助成の支給を受けた建設事業主が、計画期間終了から1年経過後の入職率に係る目標を達成した場合に60万円を助成。</p>	
<p>新分野教育訓練コース</p> <p>(見直し概要) 廃止</p>	

	作業員宿舎等設置コース				作業員宿舎等設置コース	
	<p>【事業概要】 中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舎、賃貸住宅を賃借した場合、経費の一部を助成。</p> <p>【対象事業主】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】 賃借に要した経費の2/3 ※ 1事業年度当たり200万円を上限</p>				<p>（見直し概要） 被災三県以外の建設現場において女性が働きやすい環境（トイレ、更衣室、シャワー室等）の整備（賃借）をした場合、新たに経費の一部を助成する。</p> <p>【対象事業主】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】 賃借に要した経費の2/3 ※ 1事業年度当たり60万円を上限（被災三県での作業員宿舎等の賃借の場合は200万円を上限）</p>	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」